

計 画 期 間

令和 8 年度～令和 12 年度

静岡県酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和 8 年 9 月

静岡県

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
 - 1 酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢の変化
 - 2 持続可能な酪農及び肉用牛経営の実現
 - 3 国産飼料の生産・利用
 - 4 その他関連事項
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給度の向上に関する事項
 - 1 飼料作物の作付面積等の目標
 - 2 具体的措置
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 乳業の合理化等
 - 3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢の変化

本県の畜産は、優れた生産技術と多様な自然環境や恵まれた交通立地条件を生かし、高品質で安全な畜産物を消費者のニーズに応じて供給するという重要な役割を担っている。

令和6年の本県の農業産出額2,396億円のうち、畜産産出額は605億円と約2割以上を占めている。その中で、乳用牛産出額は122億円、肉用牛産出額は91億円であり、合わせて農業産出額の約1割を占める。

酪農・肉用牛を取り巻く情勢は、高齢化や後継者不足による農家戸数の減少、国際情勢や円安の進行等による飼料をはじめとした生産資材価格等の高騰・高止まり、生産年齢人口の減少、猛暑等の気候変動など大きく変化している。

総務省の家計調査によると、県内の生乳及び牛肉の需要動向は、令和元年頃から支出金額が横ばいで、購入量は低下傾向にある。また、県の人口は依然として減少傾向が続いており、高齢化率の増加や少子化により、畜産物の県内消費は今後減少が見込まれる。

このような中、静岡県食肉センターが新たに供用を開始し、食肉流通の活性化が期待され、消費者のニーズの多様化により、機能性を高めた乳製品等の新たな需要も見込まれている。

今後、本県の意欲的な生産者が、情勢変化に対応し、展望を持って持続可能な静岡県の酪農及び肉用牛経営を営むことを推進するため、「静岡県総合計画2025～2028」及び「静岡県食と農の基本計画（2025～2028）」等の施策の方向との調和を図りながら、必要な政策を推進していく。

2 持続可能な酪農及び肉用牛経営の実現

(1) 生産基盤の維持・強化

本県の酪農及び肉用牛の生産力を強化するためには、生産基盤の維持・強化が課題となっている。

県や市町、関係機関は、相互に連携を強化し、生産基盤の弱体化の主な要因である、「人手不足」、「乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少」、「飼料価格の高止まり」等の要因を克服するため、地域の収益性や経営安定、社会価値などの向上に資する「畜産クラスター」をはじめとする施策を重点的に実施する。

酪農経営においては、性選別精液及び受精卵移植、家畜共同育成場や牛群検定成績の活用により、優良な乳用後継牛を確保していく。

肉用牛経営においては、本県は肉用牛繁殖基盤が脆弱であることから、酪農経営での肉用牛受精卵移植技術等の活用により、肉専用種子牛の生産を推進するとともに、肉用牛肥育経営から一貫経営への転換を図る経営体に対しては、国庫補助事業による施設整備や省力化機械導入等の支援を行う。

(2) 経営の安定

ア 畜産経営の収益力強化

発情発見や事故防止のためのICTをはじめとしたスマート農業技術の活用等により、繁殖・飼養管理の省力化、受胎率の向上、供用期間の延長による償却費や肉用肥育牛等の事故率の低減を図る。

また、輸出に対応した「静岡県食肉センター」を活用し、県産牛肉統一ブランド「しずおか和牛」を中心とした高品質な牛肉の輸出を推進することにより、国内外におけるブランド力強化を図る。

イ 畜産クラスターを中心とした地域の畜産の収益性向上

県がこれまでに設立や運営支援を行った県内 14 地域の畜産クラスター協議会は地域畜産の収益性を向上させるためにクラスター計画を策定し、計画の実現に向けた取組を実施してきた。

今後も、地域の実情に応じた畜産クラスター協議会の設立や、既存協議会の運営を支援し、畜産クラスター事業等の活用が見込まれる意欲ある経営体の収益性向上を目指す。

3 国産飼料の生産・利用

本県の畜産は、飼養規模の拡大に伴って、調達しやすい輸入粗飼料及び濃厚飼料への依存度が高くなっているが、社会情勢の変化に伴い輸入飼料価格が高止まっており、畜産経営に大きな影響を及ぼしている。

このため、国際情勢に左右されにくい畜産経営を確立するために、国産飼料基盤に立脚した安定的な畜産経営への転換を目指す。

その方策として、青刈りとうもろこし等の高栄養粗飼料や稲WC S、飼料用米、エコフィード等の生産・利用の拡大等を進めるとともに、耕種農家との連携やコントラクターの活用、草地基盤整備の支援、スマート農業技術の活用により、良質な粗飼料を低コストで生産する取組を推進する。

加えて、酪農経営における集約放牧等により、飼料費の削減による収益性の向上や受胎率の改善、肢蹄の強化による生産性の向上を図る。

また、肉用牛の生産力を強化するため、肉質等の優れた特性を維持しつつ、肥育期間の短縮などにより飼料費を抑制し、効率的な生産体制を検討する。

4 その他関連事項

(1) 担い手の確保、経営力の向上

本県においても高齢化と後継者不足による廃業が進んでいることから、法人化や後継者、新規参入者といった新規就農者の育成・確保が必要である。

畜産の新規就農においては、施設の整備や家畜の導入に多額の投資負担が生じることから、離農農場等の既存施設の譲渡や貸付けにより、経営資産を新規就農者に円滑に継承する取組を推進する。家畜管理技術習得の場として、酪農ヘルパーや畜産クラスターの中心的経営体等の活用を図る。

(2) 労働力不足への対応

労働負担の軽減においては、作業の効率化が図られ、労働を飼養管理へ集中させ生産性向上を図るため、ヘルパーの確保や活用、コントラクター・TMRセンター等の外部支援組織活用の推進、搾乳ロボットや哺乳ロボット、AIやICTを活用した個体管理機器等のスマート農業技術導入による省力化、家畜共同育成場の利用拡大を推進する。

(3) 家畜衛生対策の充実・強化

口蹄疫等の越境性疾病は、近隣諸国で継続的に発生しており、我が国に侵入するリスクは依然として極めて高い状態である。平成22年の宮崎県における発生においても、畜産経営のみならず、地域の経済にも甚大な影響を及ぼした。

国内での家畜の伝染病疾病の発生予防や生産性向上のためには、飼養衛生管理の徹底が重要である。

「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を

置いた防疫対応が的確に図られるよう、県は飼養衛生管理計画の策定や基準の遵守指導、発生時の円滑・迅速な防疫対応のための準備の徹底を図り、畜産農家は、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした日々の衛生管理の徹底や異状確認時の早期通報を行う。

また、疾病が発生した際、発生農家が速やかに経営を再開し、持続的な生産が可能となるよう、適切な支援体制を整備する。

(4) 安全確保の取組の推進

ア GAP及び農場HACCP等の推進

持続可能性に配慮した生産工程管理であるGAPや農場段階でのHACCPの実施は、食品安全や家畜衛生の向上だけでなく、生産性や生産効率の向上、経営主や従業員の経営意識の向上等につながり、人材の育成にも有効である。

乳業工場や食肉処理場などの製造・加工段階においては、令和3年に「食品衛生法の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）が完全施行し、原則全ての食品事業者は、HACCPに沿った衛生管理に取り組むことが義務づけられ、農場段階においても安全な畜産物の生産・供給が求められている。

消費者に安全な畜産物を安定して供給するため、しずおか農林水産物GAP認証や農場HACCP認証などの取得を推進する。

令和8年度に供用を開始した静岡県食肉センターについては、高度な衛生レベルを維持し、県民への安全・安心な食肉の安定供給を図る。

イ 動物用医薬品等の適正使用の推進

抗菌薬は、動物の健康を維持し、良質な畜産物を安定供給するために必要であるが、使い過ぎや不適切な抗菌薬の選択等により薬剤耐性菌が増加すると、人や動物の治療が困難となるほか、畜産物の生産にも影響を及ぼす可能性がある。

今後とも家畜の健康を守り、安全な食品を安定的に生産するため、抗菌薬の適正使用、飼養衛生管理の向上やワクチン接種による感染症予防といった抗菌薬の慎重使用に向けた取組を推進する。

ウ 飼料・飼料添加物に係る安全確保

飼料の製造段階においても、飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく事業者の安全確保の取組を推進する。

(5) アニマルウェルフェアの推進

アニマルウェルフェア（AW）は、適正な飼養管理を行なうことで、家畜のストレスや疾病を減少させ、家畜の本来持つ能力を発揮させる取組である。畜産物の輸出拡大や持続可能な開発目標（SDGs）への対応等の国際的な動向を踏まえ、国が策定したAWに関する飼養管理指針の普及を推進する。

(6) 環境と調和のとれた畜産経営

ア 資源循環型畜産の推進

持続的かつ循環型の農畜産業を実現するためには、経営内で発生した家畜排せつ物の適正な管理と併せて、生産された良質な堆肥を自家ほ場や地域内の耕種農家等のほ場に還元し、そこで国産飼料等を生産し利用することにより資源循環を確立して環境負荷の低減を図る必要がある。

さらに、地域内での堆肥利用だけでなく、畜産農家が多い地域においては、耕種農家のニーズに合わせた堆肥の高品質化、ペレット堆肥や化学肥料との混合等の取組を進めるとともに、関係機関等が連携した堆肥の広域流通を推進する。

また、畜産農家の大規模化や飼養場所の住宅地との混住化に伴う、周辺住民か

らの苦情発生や、臭気や水質に係る環境規制の強化に適切に対応するため、家畜排せつ物の適正な管理の徹底や畜舎環境の改善等を推進する。

イ 温室効果ガス（GHG）排出削減対策の推進

畜産に起因する環境負荷を低減するため、GHG排出量が少ない家畜排せつ物の管理方法への変更や、牛の消化管内発酵（げっぷ）由来のGHG排出を削減する飼料添加物の利用を推進する。

（7）自然災害に強い畜産経営の確立

災害に備え、畜産農家に対し、非常用電源の整備や燃料の備蓄、家畜共済や保険への加入等を推進するとともに、県は、災害発生時には速やかに被害情報を収集し、被災農家が早期に経営再開できるよう努める。

（8）暑熱対策の推進

近年の高温による生産性低下や飼料作物の被害を軽減するため、最新の知見や技術を取り入れた暑熱対策や、越夏性の高い牧草品種の普及を推進する。

（9）経営安定対策等の着実な運用

飼養規模や経営形態に関わらず、生産者が安心して経営を継続できるよう、牛マルキンや加工原料乳生産者補給金、配合飼料価格安定制度等の経営安定対策を活用し、畜産経営の安定化を図る。

（10）消費者の理解醸成

県産の畜産物が引き続き県民に選択され、持続的な畜産物生産を可能とするためには、畜産が畜産物の供給のみならず、飼料・家畜・堆肥という農業における資源循環を形成していること、農村の維持・活性化に貢献していることなどの畜産業の維持を消費者が理解することが重要である。

国産飼料の生産・利用、GHG排出削減や有機畜産などの環境負荷低減の取組に伴うコスト負担（生産物への価格転嫁）に対する消費者の理解を醸成するため、持続性に配慮した畜産物生産に向けた生産者の取組等の情報発信に努める。

また、SDGsの視点から、家畜排せつ物のエネルギー利用やエコフィードの利活用等の取組を推進し、目標達成に貢献することで、産業として社会的信頼を確保する。

さらに、学校給食での牛乳・畜産物の提供、酪農教育ファームやふれあい牧場における体験活動や消費者と畜産農家との交流会等の活動を通じて、畜産物や畜産・酪農に対する理解醸成を図る。

Ⅱ 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

生乳生産量は、現在の生乳生産量を維持する。一方で、農家の高齢化等により、5年後は農家戸数が減少することが見込まれるため、家畜改良により一頭あたりの搾乳量を増やすとともに、1戸あたり飼養頭数の拡大により、全体の生乳生産量は維持する。

区域名	区域の範囲	現 在（令和5年度）				
		総頭数*	成牛頭数*	経産牛頭数*	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
静岡県	県全域	頭 13,000	頭 10,900	頭 10,000	kg 8,732	t 87,322

*農林水産統計 畜産統計調査(令和6年2月1日現在)より

目 標（令和12年度）				
総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
頭 12,610	頭 10,570	頭 9,700	kg 9,000	t 87,300

- (注) 1. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量。
2. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

肉用牛は、現在の牛肉生産量の維持に必要な飼養頭数とする。農家の高齢化等により、5年後は農家戸数が減少することが見込まれるため、家畜改良により一頭あたりの産肉量を増やすとともに、1戸あたり飼養頭数の拡大により、牛肉生産量の目標を達成する。

区域名	区域の範囲	現 在（令和5年度）*							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	育成牛	計	乳用種	交雑種	計
静岡県	県全域	頭 19,900	頭 1,150	頭 6,240	頭 410	頭 7,800	頭 300	頭 11,800	頭 12,100

*農林水産統計 畜産統計調査(令和6年2月1日現在)より

目 標（令和12年度）							
肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
	繁殖雌牛	肥育牛	育成牛	計	乳用種	交雑種	計
頭 20300	頭 1,180	頭 6,370	頭 450	頭 8,000	頭 300	頭 12,000	頭 12,300

- (注) 1. 繁殖牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

経営モデル				飼料生産組織の活用により国産飼料を確保し、家族労働力を中心に経営資源に見合った頭数規模で安定した所得を確保する家族経営	飼料生産組織の活用や耕畜連携により国産飼料を確保し、発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術により労働時間を削減し、少ない農業従事者数で安定した所得を確保する法人経営	
経営概要	経営形態			家族	法人	
	飼養形態	経産牛頭数	頭	45	130	
		飼養方式		つなぎ飼い パイプラインミルク ミルク自動離脱装置	フリーストール パーラー 自動給餌機、餌寄機、哺乳ロボット、発情発見・分娩監視装置	
		外部化 ※飼養管理におけるもの		子牛育成	子牛育成	
		給与方式		分離	TMR	
		放牧利用 (放牧地面積)	(ha)	公共 (62.5)	公共 (62.5)	
生産性指標	牛	経産牛1頭当たり乳量	kg	9,000	10,000	
		更新産次	産	3.7	3.7	
	飼料	作付け体系及び単収	kg	牧草 4,000kg/10 a 青刈りとうもろこし 5,700kg/10 a	牧草 4,000kg/10a 青刈りとうもろこし 5,700kg/10a	
		作付面積（延べ面積） ※放牧利用を含む	ha	3（5）	牧草20 青刈りとうもろこし10 （50）	
		外部化 ※飼料生産におけるもの		コントラクター （収穫）	収穫作業、飼料調整（TMRセンター）	
		購入国産飼料（種類）		稲WCS	稲WCS	
		飼料自給率（国産飼料）	%	50	50	
		粗飼料給与率	%	60	60	
	人	生産コスト	生乳1kg当たり費用合計（現状との比較）	円（%）	102.7（66）	122.3
		労働	経産牛1頭当たり飼養労働時間（現状との比較）	hr（%）	89	47
		経営	総労働時間（主たる従事者）	hr	4,010 （1,900時間×2人）	6,110 （1,800時間×2人）
			粗収入	万円	5,883	18,900
			経営費（うち雇用労賃）	万円	4,580 （40）	16,470 （490）
			農業所得	万円	1,303	2,440
		主たる従事者1人当たり所得	万円	652	1,220	
備考						

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

経営モデル				国産粗飼料の生産による飼料費の低減 や牛の個体管理システム・発情発見・ 分娩監視装置などのスマート農業技術 の導入による省力化と飼養管理の向上 を図る家族経営		
経営概要	経営形態			家族・専業（1戸1法人含む）		
	飼養形態	飼養頭数	頭	肉専用種 繁殖雌牛50頭飼養		
		飼養方式		牛房群飼		
		外部化 ※飼養管理におけるもの		なし		
		給与方式		分離給与		
		放牧利用 (放牧地面積)	(ha)	なし		
生産性 指標	牛	分娩間隔	ヶ月	12.5		
		初産月齢	ヶ月	25.3		
		出荷月齢	ヶ月	5.1		
		出荷時体重	kg	179		
	飼料	作付体系及び単収	kg	-		
		作付面積(延べ面積) ※放牧利用を含む	ha	-		
		外部化 ※飼料生産におけるもの		稲WCS、稲わら収集		
		購入国産飼料(種類)		稲WCS、稲わら		
		飼料自給率(国産飼料)	%	80		
		粗飼料給与率	%	80		
	人	生産 コスト	子牛1頭当たり費用合計 (現状との比較)	千円(%)	393(82)	
		労働	子牛1頭当たり飼養労働時間 (現状との比較)	hr(%)	60(79)	
			総労働時間(主たる従事者)	hr	2,900 (1,800×1)	
			経営	粗収入	万円	2,448
		経営費(うち雇用労賃)		万円	1,405	
		農業所得		万円	1,043	
		主たる従事者1人当たり所得		万円	647	
備考						

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

目指す経営の姿				国産飼料等の活用や肥育成績などのデータを活用した経営改善等により、生産性の向上や規模拡大を図る肉専用種肥育の家族経営	国産飼料等の活用や肥育牛の出荷月齢の早期化による生産コストの低減や繁殖・肥育一貫化によるもと畜費の低減等を図る肉専用種繁殖・肥育一貫の大規模法人経営	肥育牛の出荷月齢の早期化による生産コストの低減や牛肉の地域ブランド化等により収益性の向上を図る交雑種・乳用種の育成・肥育一貫の大規模法人経営	
経営概要	経営形態			家族	法人	法人	
	飼養形態	飼養頭数	頭	230	肥育：280 繁殖：15	600	
		飼養方式		肉専肥育	肉専一貫	F1肥育	
		外部化 ※飼養管理におけるもの		-	-	-	
		給与方式		分離給与	分離給与	分離給与	
		放牧利用(放牧地面積)	(ha)	なし	あり (0.7ha)	なし	
生産性指標	牛	肥育開始時月齢	ヶ月	8.5	8.5	7	
		出荷月齢	ヶ月	26	26	24	
		肥育期間	ヶ月	17.5	17.5	17	
		出荷時体重	kg	790	790	835	
		1日当たり増体重	kg	0.86	0.86	1.05	
	飼料	作付体系及び単収	kg	-	-	-	
		作付面積(延べ面積) ※放牧利用を含む	ha	なし	0.7	なし	
		外部化 ※飼料生産におけるもの		稲わら収集	稲わら収集	稲わら収集	
		購入国産飼料(種類)		稲わら	稲わら	稲わら	
		飼料自給率(国産飼料)	%	20	25	20	
		粗飼料給与率	%	20	25	20	
	人	生産コスト	肥育牛1頭当たり費用合計(現状との比較)	千円(%)	618(88)	587(100)	447(87)
		労働	肥育牛1頭当たり飼養労働時間(現状との比較)	hr(%)	32.2(71)	16.1(35)	11.0(88)
		経営	総労働時間(主たる従事者)	hr	7,395 (1,850)	4,500 (1,800)	6,620 (1,700)
			粗収入	万円	16,687	17,281	34,744
			経営費(うち雇用労賃)	万円	16,122	16,268 (476)	30,749 (417)
農業所得			万円	565	1,013	3,995	
主たる従事者1人当たり所得			万円	377	675	999	
備考							

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造*

区域名		総農家戸数①	飼養農家戸数②	②／①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養頭 数③／②
					総数③	うち成牛頭 数④	
県全域	現在	戸 19,684	戸 154	% 0.78	頭 13,000	頭 10,900	頭 84.4
	目標		135		12,610	10,570	93.4

*農林水産統計 畜産統計調査(令和6年2月1日現在)より(総農家数は2025農林業センサスより)

(2) 乳牛の飼養規模の拡大に関する措置

酪農経営の安定のためには、生乳1kg当たりの収支の向上が必要であり、規模拡大の前提として、各地域の状況に応じた土地、労働力の経営資源に見合う持続可能な生産規模を分析・選択することが不可欠である。

このため、省力化機械やICT機器等のスマート農業技術の導入などによる生産管理と経営管理システムを構築し、効率的管理を進め、高い収益力と向上意欲を持つ経営体等を中心とした酪農家群の育成を目指す。

また、経営継承の推進による新規就農や既存農家の規模拡大、大型法人等による非農家の雇用や人材育成等を促進する。

ア 生産・管理の合理化

全般的な飼養技術として完全混合飼料(TMR)給与方式や哺乳ロボット、家畜共同育成場の活用などで酪農経営の労働力負担軽減と生産性向上を図り、管理の合理化を進める。また、優良な後継牛の確保及び副産物収入となる肉用子牛や乳用雄子牛を安定生産するため、分娩前の母牛の栄養管理、出生子牛への適正量の授乳、保温、夏場の繁殖管理といった適切な飼養管理を推進する。

また、飼料作物栽培・収穫技術においては、近年の暑熱に対応する牧草品種の選定や稲WSCS、飼料用米等の生産・利用拡大を推進するほか、将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定や実現を支援し、自給飼料に立脚した生産体制を構築することにより、生産の合理化を図る。

なお、規模の拡大に伴い多く発生する家畜排せつ物については、適正管理の徹底や畜舎環境の改善等に留意するとともに、耕種農家が多い地域への広域流通を推進するほか、地域の実情に応じて、家畜排せつ物のバイオマス発電等への利用について、施設整備費や維持管理経費を十分に勘案した上で、選択肢として検討する。

イ 乳量・乳質の向上

長命連産性に優れた強健な乳用牛群への転換や適切な飼養管理による分娩事故の抑制等を通じて生涯生産性を高める。

牛群検定への加入、血統登録やゲノミック評価の活用を推進することで、個体能力を把握

した上での選抜と淘汰を行い、産乳能力の向上を図るとともに、牛受精卵移植技術や性選別精液の活用による優良な乳用後継牛の確保を進める。

また、衛生管理の徹底及び搾乳技術の向上による乳房炎の防除、飼料給与技術の向上、分娩監視や発情発見のためのＩＣＴの活用等により供用期間の延長を図り、乳量・乳質の向上及びニーズに合った品質の生乳の安定的供給を推進する。

ウ 需要拡大と需要に応じた生産の推進

酪農家や乳業メーカー、関係団体、地方公共団体等が連携して牛乳・乳製品の需要喚起に取り組み、需要と供給のバランス調整に努める。

さらに、消費地と直結しているという本県の特性から、自ら小規模な牛乳工場と加工施設、さらに販売施設や販売網を整備し、自家製造製品販売を行う経営体の本県酪農の姿の一つととらえ、６次産業化の取組についても支援を行なう。また、他産業との連携による加工・流通・販売過程の取り込み及び高付加価値化についても支援する。

エ 経営の合理化

生乳 1kg 当たりの収支を最大化し、所得を確保するためには、乳牛償却費の低減等の取組だけでなく、乳量等の乳用牛の遺伝的能力向上や飼料設計に基づく適正な飼料給与や飼養管理、自らの経営や飼養形態に見合った投下費用（農機具費等）を算定するなど、生産者の総合的な経営力が必要である。

このため、スマート農業技術の導入などにより適正な繁殖・飼養管理や労務負担の軽減に努め、受胎率の向上や供用期間の延長による償却費の低減及び、性選別精液・受精卵や肉専用種の受精卵移植の活用による効率的な後継牛の確保と収益性の向上を図る。

さらに、生産者の総合的な経営力を高めるため、経営分析や計数管理の推進、法人化等を通じて意思決定に係る責任者や手続を明確化するとともに、自らの経営を分析し、改善を図る取組を推進する。

なお、酪農経営における収支は、資材価格の高騰等により 10 年余りの間隔で浮き沈みが見られており、周期的に生じる経営危機に速やかに対応できる備えとして、経営における内部留保を高める取組も必要である。

オ 飼料自給率の向上

飼料基盤を確保し、生産コストの低減を図るため、青刈りとうもろこし等の高栄養粗飼料や稲ＷＣＳ、飼料用米、エコフィード等の生産・利用の拡大、水田裏作の活用や集約放牧等により、飼料自給率の向上を図る。また、優良品種の導入や良質堆肥の投入などにより、単位面積当たりの収穫量の向上を図る。

キ 地域連携の取組

各地域の畜産クラスター協議会等を中心として、酪農の安定経営とともに後継者の育成や円滑な就農を支援する。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造*

	区域名		総農家数①	飼養農家戸数②	②／①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
			戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
肉専用種繁殖経営	県下全域	現在	19,684	20	0.10	400	400	400	0	0	0	0	0
		目標		14		410	410	410	0	0	0	0	0
肉専用種肥育経営	県下全域	現在	19,684	43	0.22	7,400	7,400	750	6,240	410	0	0	0
		目標		27		7,590	7,590	770	6,370	450	0	0	0
乳用種・交雑種肥育経営	県下全域	現在	19,684	41	0.21	12,100	0	0	0	0	12,100	300	11,800
		目標		30		12,300	0	0	0	0	12,300	300	12,000

*農林水産統計 畜産統計調査(令和6年2月1日現在)より (総農家数は2025 農林業センサスより)

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大に関する措置

肉用牛生産においては、受精卵移植技術による増頭や、肥育期間の短縮による生産性の向上を図る。

ア 肉専用種繁殖経営

県民が求めている良質で安心・安全な牛肉を安定的に供給するため、優良な遺伝形質を有する素牛を低コストで生産する必要がある。

そこで、育種価評価及び遺伝子解析技術の活用により優良雌牛を選抜するとともに優良雌牛群の整備を促進し、これを基盤として乳用牛への受精卵移植を展開するなどにより銘柄牛生産につなげて行く。

(ア) 繁殖基盤の強化

農家の高齢化により本県は肉用牛の繁殖基盤が弱く、肥育素牛の多くを県外に依存している。そこで、肥育素牛の県内での確保のため、育種価評価や遺伝子解析技術により優良雌牛を効率的に選抜し、優良雌牛群から作出される受精卵を乳用牛に移植することにより、優良肥育素牛の効率的な生産を推進する。

(イ) 粗飼料の生産と飼料自給率の向上

転作水田、荒廃農地などの利用可能な土地を活用した、小規模移動放牧と粗飼料生産を推進する。また、地域における稲わらの供給体制の構築を支援する。

(ウ) 生産・管理と経営技術の改善

生産・管理と経営技術の改善のため、農林事務所、家畜保健衛生所、畜産技術研究所、県畜産協会、生産者団体等関係者が一体となって効率的な指導体制を組織し、経営形態

に応じたきめ細かな支援・指導を実施する。

分娩間隔の短縮等に有効な発情発見装置や分娩事故抑制に効果のある分娩監視装置などのICTをはじめとしたスマート農業技術の活用、家畜共同育成場を利用した母牛の育成推進、小規模移動放牧による省力管理などを推進し、土地、労働力等の経営資源に見合った生産規模等を実現する。

また、肉用子牛生産者補給金制度の加入促進を図り、子牛生産に係わる経営安定を進める。さらに、ゆとりある経営を目指し、ヘルパー制度の導入を支援する。

イ 肉専用種肥育経営

日本人の食文化と嗜好を背景に需要の根強い霜降り肉の生産を基本にしつつ、最近の健康志向や高齢化などを背景とした多様な消費者ニーズにあわせた品質及び生産量の確保を推進する。このため、早期に十分な体重に達し適度な脂肪交雑が入る飼養管理技術を確立し、規模拡大と低コスト生産を進めながら、銘柄牛生産も行うこととし、次の事項を重点的に推進する。

(ア) 肥育基盤の強化

肉専用種繁殖経営の項で述べたとおり、本県では肥育素牛の確保が課題であるが、もとも繁殖経営基盤が脆弱な本県ではその飛躍的な拡大は見込めないことから、乳用牛への肉専用種受精卵移植及び肉専用種肥育経営への繁殖雌牛導入による一貫化の推進により、肉専用種肥育素牛を増産・確保する。

経営形態を選択するに当たっては、生産者が自らの経営を分析し、改善に取り組むことが重要であることから、農林事務所、家畜保健衛生所、畜産技術研究所、県畜産協会、生産者団体等関係者が一体となって効率的な指導体制を組織し、肉用牛生産農家が牛肉需給の動向を踏まえながら適切な経営判断を行えるよう支援するとともに、規模拡大や法人化による経営体質の強化を推進する。

(イ) 粗飼料の生産と飼料自給率の向上

耕畜連携を強化し、水田での飼料用稲（飼料用米、稲WC S）の生産を拡大するとともに、国産稲わらの飼料利用を拡大し、輸入粗飼料依存体質からの脱却に努めるとともに、粗飼料生産に伴う作業を機械化、共同化、外部化（コントラクターの育成・活用）などにより合理化し、飼料生産基盤の拡大を図る。

また、エコフィードなどの利用の可能性を探りながら、飼料化を推進し飼料自給率の向上に努める。

(ウ) 生産・管理と経営技術の改善

適正な時期の出荷による肥育期間の短縮、個体の能力に応じた効率的な肥育、スマート農業技術を活用した牛個体を含む牛群管理・経営管理などにより生産性の向上とコスト削減を目指す。

また、発育ステージに応じた栄養管理指標とエコフィードなどの未利用資源を利用した飼料費の削減を推進し、経費の節減を図る。

(エ) 消費拡大に向けた付加価値向上の取組

静岡県食肉センターの供用開始を契機に、生産者や食肉事業者、関係団体、地方公共団体等の消費拡大に向けた連携を推進し、県統一ブランド「しずおか和牛」をはじめとする銘柄牛肉の知名度向上と競争力強化を図る。

ウ 乳用種・交雑種肥育経営

本県では、各地域で生産される地域銘柄牛として、県内需要が高いことから、消費者ニーズに合わせた品質及び生産量を確保するとともに、経済圏の国際化の進展を見極めつつ、多様な販路拡大や新商品の開発などを推進する。

生産コストの低減や収益性の確保に向け、大規模化、ＩＣＴの導入や飼料給与の自動化、一貫経営では自動哺乳機の導入等により省力管理を徹底や肥育期間の短縮に努める。また、自給粗飼料の確保を推進するとともに、エコフィードなどの未利用資源を有効活用し飼料自給率の向上を図る。

(ア) 粗飼料の生産と飼料自給率の向上

転作水田などの利用可能な土地を活用した粗飼料生産を推進する。また、食品製造副産物などの未利用資源を有効活用し、飼料自給率の向上を目指す。

(イ) 生産・管理と経営技術の改善

生産・管理と経営技術の改善のため、農林事務所、家畜保健衛生所、畜産技術研究所、県畜産協会、生産者団体等関係者が一体となって効率的な指導体制を組織し、規模拡大及びスモール導入による低コスト生産、農商工連携や６次産業化による高付加価値化等、経営方針に応じたきめ細かな支援・指導を実施する。

また、肉用子牛生産者補給金制度の加入促進を図り、子牛生産に係わる経営の安定化を進める。さらに、ゆとりある経営を目指し、ヘルパー制度の導入を支援する。

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料作物の作付面積等の目標

	現在（令和5年度）	目標（令和12年度）
飼料作物の作付面積	3,168 ha 飼料用米 1,002ha 粗飼料 2,166ha	3,437 ha 飼料用米 1,200ha 粗飼料 2,237ha
飼料作物の生産量	13,179 TDN トン	15,012 TDN トン

※飼料作付の面積には飼料用米を含む。

2 具体的措置

（1）地域の実情に適した飼料作物の作付面積拡大等による飼料自給率向上

- ・限られた飼料作物作付面積や労働力を最大限に有効活用するため、二毛作や、牧草から栄養価や収量が高い青刈りとうもろこしやソルガムへの転換を図る。
- ・県が推奨する優良品種等の活用により、地域の気象リスクに対応した安定的な飼料作物の生産を推進する。
- ・農地中間管理事業等を活用し、荒廃農地の解消と担い手への農地集積を図る。
- ・食品事業者の製造副産物等の地域資源をエコフィードとして循環・利用拡大し、飼料費の低減を図るため、食品事業者と畜産農家のマッチングやTMRセンターでの活用を推進する。

（2）耕種農家と畜産農家との連携の推進

- ・耕種農家との連携推進、コントラクター・TMRセンター等の設立により、自給飼料の生産を拡大するため、運営と飼料生産作業機械の導入等を支援する。
- ・飼料用米や稲WC S等について、農林水産省の水田政策と各地域における現場の実態を踏まえて利用促進を図り、国産稲わらの利用拡大も含め、調製・保管施設の整備、生産組織の育成、広域流通、稲作農家と畜産農家のマッチング等を推進する。

Ⅵ 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

本県では、67.0%の生乳(指定生乳生産者団体の取扱実績に基づく)が地域内の乳業工場へ直接搬入されており、また、県内の1か所にクーラーステーションが整備され、集送乳の調整機能を有している。今後も、広域化された指定生乳生産者団体が主体となって、酪農経営から乳業工場までの集送乳の合理化を推進するとともに、用途別の需要に見合った生乳供給のための計画的生産に努めることとする。

令和5年度現在、バルククーラーは156基(推定)で1基当りの乳量は1,506kg/日、クーラーステーションは1か所で乳量は104,091kg/日、ミルクタンクローリーは22台で1台当たり乳量は10,684kg/日となっている。

令和12年度の目標は、バルククーラーは農家数の減少から30%程度の減少を見込む。集乳施設の再編については、地域性を考慮したものとするため、クーラーステーションの配置は現状を基本とするが、燃油高騰や2024年問題を背景とする運転手不足、酪農経営の点在化に伴う移動距離の伸張による集送乳経費の増加、施設の老朽化等の課題に対応するために、引き続き、合理的な生乳流通の構築に向けた取組を推進する。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり生乳処理量 2t以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理能力 ②	稼働率 ①/②×100
県 全 域	現 在： 令 和 5 年 度	飲用乳を主に 製造する工場	5工場	合 計	kg 178,788	kg 204,000	87.6 %
				1工場平均	35,758	40,800	
		乳製品を主に 製造する工場	2工場	合 計	26,645	76,000	35.1
				1工場平均	13,323	38,000	
	目 標： 令 和 12 年 度	飲用乳を主に 製造する工場	5工場	合 計	191,042	204,000	93.6
				1工場平均	38,208	40,800	
		乳製品を主に 製造する工場	3工場	合 計	27,926	160,000	17.5
				1工場平均	9,309	53,333	

(2) 具体的措置

県内の乳業工場は17工場、うち飲用牛乳を主に製造する工場が10工場、乳製品を製造する工場が7工場である。規模的には、1日当たりの生乳処理量が2t以上は7工場、10t以上は4工場である。

乳業施設の再編合理化については乳業者の自主的な取組を基本とし、地域や経営形態を考慮した統廃合を推進する。また、生乳生産や送乳の合理化を推進し、規模や立地の適正化と施設の効率的な活用・転換を図る。

再編合理化にあたっては、高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への再編が実施されるよう努める。

ア 需要の拡大

消費者への牛乳・乳製品に関する情報の提供及び正しい知識の普及を静岡県牛乳普及協会等が主体となって推進し、国内で堅調な需要のみられるバターやチーズなどの乳製品の消費拡大を図るとともに、生産者自らも地域に根差した消費拡大活動を展開する。

また、小児から大人までの各段階での食育を推進し、酪農と生産された牛乳について理解の促進に努め、将来に亘って牛乳の消費が促進される体制を構築する。併せて、学校給食用牛乳供給推進事業を通じた栄養士や教諭などの関係者の理解醸成活動を推進する。

イ 品質の保持

本県で生産される生乳の衛生的な品質を保持するため、酪農家の衛生的乳質に対する啓発・改善活動を、農業協同組合・酪農組合・経済農業協同組合連合会・家畜保健衛生所・農林事務所など関係機関が一体的に進めることとする。

また、HACCPに沿った衛生管理について、事業者と従業員の双方が危機管理意識と衛生管理計画に対する目的意識を高め、維持管理が持続されるよう推進する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名称	開設者	登録年月日	年間開催日数（2024 年次）						年間取引頭数（令和 5 年度）2024 年次					
			肉専用種			乳用種等			肉専用種			乳用種等		
			初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
三島常設家畜市場	静岡県経済農業協同組合連合会	S48.5.4	日 6	日 —	日 —	日 25	日 —	日 —	頭 509	頭 —	頭 —	頭 2,484 (2,265)	頭 —	頭 —
静岡県家畜市場	静岡県家畜商業協同組合	S32.2.28	—	—	—	—	48	—	—	—	—	—	153	—
袋井常設家畜市場	静岡県経済農業協同組合連合会	S32.1.28	12	—	—	24	—	—	15	—	—	1,224 (1,220)	—	—
計	3 か所		18	—	—	49	48	—	524	—	—	3,708	153	—

(注) 1. 肉用牛を取り扱う市場について記入。

2. 初生牛とは生後1～8週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの（初生牛を除く）、成牛とは生後1年以上のもの。

3. 乳用種等については、交雑種は内数とし（ ）書きで記入。

イ 具体的取組

(ア) 目標年度における再編整備目標

本県の家畜市場は、各々の地域の実情及び設置目的に即した機能を有する3か所体制となっている。しかし、近年の広域流通の進展と家畜飼育頭数の減少を受け、開設者の取組や施設の老朽化も考慮しつつ、地域や運営状況を考慮した統廃合を検討する。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理施設の現状（令和5年度）

名称	設置者	設置 年月 日	年間 稼働 日数	と畜能力 1日当たり①		と畜実績 1日当たり②		稼働率 ②／ ①	部分肉処理 能力1日当 たり③		部分肉処理 実績計④		稼働率 ④／ ③
				頭	うち 牛	頭	うち 牛		頭	うち 牛	頭	うち 牛	
経済連 小笠食肉 センター	静岡県 経済農業 協同組合 連合会	S44. 9. 16	233	1, 200	120	634	92	53	240	40	213	9	100
浜松市 食肉地方 卸売市場	浜松市	S29. 3. 22	227	1, 200	160	399	53	33	204	0	1	0	0. 5
計	2 か所		460	2, 400	280	1, 033	145	43	444	40	214	9	48

牛頭数は豚換算（牛1頭＝豚4頭）とした。

イ 食肉処理施設の施設整備目標

食肉センターは、浜松市食肉地方卸売市場と静岡県経済連小笠食肉センターの2か所が稼働しているが、老朽化や稼働率の低下から、県内を一つの区域とした食肉流通の拠点となる食肉センターの再編整備が求められてきた。

そのため、食肉センター開設者及び関係機関等で組織する「静岡県食肉センター再編推進協議会」を設置し、再編整備に向けた協議を続けてきたが、県が実施主体となる「静岡県食肉センター」を再編整備することが決定し、令和9年1月の完全供用を目指し、整備事業が進んでいる。

静岡県食肉センターの施設能力（予定）

施設規模	と畜能力 (頭/日)		部分肉加工能力 (頭/日)		と畜頭数 (R12 目標) () は稼働率	
	牛	豚	牛	豚	牛	豚
豚施設 6, 232 m ² 牛施設 559 m ² (改修) 1, 035 m ² (増築) 病畜棟 91 m ² 開場日数 245 日	50	850	11	500	9, 000 (73%)	174, 000 (84%)

ウ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現 在（令和5年次）				目 標（令和12年度）			
		出荷頭数 ①	出荷先		②／①	出荷頭数 ①	出荷先		②／①
			県内②	県外			県内②	県外	
県全域	肉専用種	頭 3,846	頭 2,846	頭 1,000	% 74	頭 3,926	頭 2,905	頭 1,021	% 74
	乳用種	2,561	736	1,825	28.7	2,561	736	1825	28.7
	交雑種	6,512	4,186	2,326	64.3	6,622	4,258	2,364	64.3

エ 具体的取組

「しずおか和牛」の県内外への消費拡大のため、静岡県産牛肉普及推進協議会の活動の促進を図り、販路拡大及びブランド力の向上を推進する。

再編整備が進む「静岡県食肉センター」では、海外輸出に適合した整備（牛、豚施設の完全分離、高度な衛生管理など）を行い、ベトナムへの牛肉輸出に向けた食肉輸出施設認定の取得を計画している。このため、静岡県食肉センター再編推進協議会において、生産者団体、食肉流通事業者等との連携を促しながら、安定的な施設運営や牛肉の輸出拡大に向けた取組を推進する。